

智頭町立智頭町総合案内所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

智頭町立智頭町総合案内所の設置及び管理に関する条例（平成14年智頭町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>)第244条の2第1項の規定に基づき、交流観光事業の拠点施設として設置する智頭町立智頭町総合案内所の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 <u>町長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、施設に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p> <p><u>(1) 施設設備の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、施設の管理に関する業務のうち、町長のみの特権に属する事務を除くもの</u></p> <p><u>(指定管理者の管理の期間)</u></p> <p>第4条 <u>指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、前条に規定する町長の指定を受けた日の属す</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、交流観光事業の拠点施設として設置する智頭町立智頭町総合案内所の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(管理)</u></p> <p>第3条 <u>この施設の管理者は智頭町長とし、必要に応じて住民組織に管理を委託することができる。</u></p>

る年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

（開館時間及び休館日）

第5条 施設の開館は、午前9時、閉館は午後6時とする。ただし、会議を目的に施設を使用するとき、又は指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て変更することができる。

2 施設の休館日は、次のとおりとする。

（1）水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、その翌日）

（2）国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日である場合を除く。）

（3）1月1日から同月2日まで及び12月28日から31日まで

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらずあらかじめ町長の承認を得て臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

（利用の許可）

第6条 施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の

（使用の許可）

第4条 会議等を目的に施設を使用する者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可を与える

各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならぬ。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(行為の制限等)

第7条 施設においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められる行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、施設への入館を拒み、又は施設からの退去を命ずることができる。

場合において、施設の管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(措置命令)

第8条 指定管理者は、施設の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取り消し)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(利用料金)

第10条 施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別表のとおりとし、指定管理者にその収入として收受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者がその収入として料金を收受する場合においては、指定管理者は、施設の利用についてあらかじめ町長

(使用料)

第5条 使用料は無料とする。

の承認を得て定めた額の料金を徴収する。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、規則に定めるところにより利用料金を減免することができる。

(使用の取り消し等)

第6条 管理者は、第4条第1項による使用者が次の各号の1に該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は退去(以下「取り消し等」という。)を命ずることができる。

- (1) この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) その他管理者が必要と認めるとき。

(使用の制限等)

第7条 管理者は、施設の使用目的が次の各号に該当するときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 公共の秩序若しくは風俗をみだし、又公益を害するおそれがあると認められる場合
- (2) その他不相当と認める場合

(損害賠償)

第8条 使用者は、建物、付帯施設及び備品等を破損し、又は滅失したときは、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、その全部

<p>(委任) 第12条 略</p> <p>別表(第10条関係) <u>智頭町総合案内所利用料金</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類/区分</th> <th>利 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>1時間につき 100円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>1時間につき 100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1時間未満は、1時間とする。</p>	種類/区分	利 用 料	大会議室	1時間につき 100円	小会議室	1時間につき 100円	<p><u>又は一部を免除することができる。</u></p> <p>2 <u>町長は、第6条の規定に基づく使用の取り消し等により、使用者が被った損害については、その賠償の責を負わない。</u></p> <p>(委任) 第9条 略</p>
種類/区分	利 用 料						
大会議室	1時間につき 100円						
小会議室	1時間につき 100円						

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

- 2 改正後の智頭町立智頭町総合案内所の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

### (経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の智頭町立智頭町総合案内所の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

別表（第10条関係）

智頭町総合案内所利用料金

種 類 / 区 分	利 用 料
大会議室	1時間につき 100円
小会議室	1時間につき 100円

備考 1時間未満は、1時間とする。